

【対象者と給付額】

・平成29年4月に横浜国立大学(学部)に入学した日本人学生、及び在日外国人学生(留学生除く)の内、**社会的養護を必要とする者**。(社会的養護が必要な者とは、児童養護施設に入所している(いた)者、里親の養育を受けている(いた)者をいいます。)

・給付額は、3万円(2万円)です。ただし、本学の授業料免除制度により授業料を全額免除された者は()内の金額に減額されます。また、一時金として別途24万円の交付を受けることもできます。

① 奨学生案内の配布

※申請要件を満たす学生に、奨学生案内の配布を行います。

期間	場所、受付時間
<u>6月26日(月)～7月21日(金)</u>	横浜国立大学学生センター2階学務部学生支援課経済支援係 8:30～12:45/13:45～17:00(土日祝日除く)

② 申請書類の作成と高校等への「学力等に関する認定書」の作成依頼と社会的養護が必要であることの証明書の作成依頼

※申請書受け取り後、すぐに依頼先に作成を依頼してください。作成に時間がかかる場合があります。

依頼書類	依頼先
給付奨学金確認書	窓口にてお渡しする奨学生案内に様式が含まれています。
学力等に関する認定証	出身高校等 ※様式は各高校等にありませう。
社会的養護が必要であることの証明書 (施設等在籍証明書または児童(里親)委託証明書、もしくは児童養護施設等を退所したことを証明する書類 または施設等在籍証明書措置解除決定通知)	在籍している(退所した)児童養護施設 または児童相談所 ※18歳時点で在籍している(いた)必要があります。

③ 上記②の申請書類を学生支援課窓口に提出

日時	場所
<u>7月21日(金)17:00まで</u>	横浜国立大学学生センター2階学務部学生支援課 経済支援係 8:30～12:45/13:45～17:00(土日祝日除く)

